

船舶事故調査報告書

平成28年8月4日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄司邦昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根本美奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成28年2月14日 08時14分ごろ
発生場所	関門港若松第3区 堺川 <small>さかいかわぐち</small> 口船だまり防波堤灯台から真方位260°3,690m付近 (概位 北緯33°54.1′ 東経130°48.9′)
事故の概要	旅客船くき丸は、着棧作業中、乗組員が負傷した。
事故調査の経過	平成28年3月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	旅客船 くき丸、19トン 290-58222福岡、福岡県北九州市 13.60m (Lr) × 4.80m × 1.50m、鋼 ディーゼル機関2基、154.4kW（合計）、平成12年1月
乗組員等に関する情報	船長 男性 35歳 一級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成19年5月7日 免許証交付日 平成23年9月21日 (平成29年6月18日まで有効) 機関長 男性 22歳 四級海技士（機関）（履歴限定）（機関限定） 免許年月日 平成26年3月27日 免状交付年月日 平成26年3月27日 免状有効期間満了日 平成31年3月26日
死傷者等	軽傷 1人（機関長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風速 約13m/s、視界 良好 海象：波高 約0.3m 福岡県北九州、遠賀 <small>おんが</small> 地区には、2月11日に強風注意報が、2月12日に波浪注意報が、それぞれ発表されており、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	本船は、北九州市が企業に委託して運航される同市戸畑区と同市若松区とを結ぶ渡船であり、平成28年2月14日、船長及び機関長が

	<p>乗り組み、旅客5人を乗せ、関門港若松第3区で着棧作業を行っていた。</p> <p>船長は、本船の船首を北東方向に向けて左舷着けしようとし、陸上作業員が船首係船索のアイを棧橋上のビットに掛けたことを確認してウインチで同索を巻き取り、本船から棧橋上に降りた機関長が船尾係船索を棧橋上の別のビットに巻き付けている様子を確認しながら、着棧位置調整のために主機を適宜操作していた。</p> <p>機関長は、船尾係船索を棧橋上のビットに巻き結びで係止しようとしたが、本船が前進した際、同索がビットから外れかけたので、とっさに同索に手を伸ばして巻き直そうとしたところ、08時14分ごろ右手の親指が同索とビットの間に挟まれた。(写真1参照)</p> <div data-bbox="740 705 1262 1187" data-label="Image"> </div> <p>写真1 船尾係船索の巻付け状況</p> <p>船長は、船尾監視用モニタにより、船尾係船索がビットから一瞬滑り出る様子を認めたが、機関長が作業を継続し、その後、同索を巻き付け終えたので、何事もなかったものと思った。</p> <p>機関長は、右手の親指に少し痛みを感じていたものの、大したことはないと思い、乗船勤務を継続して帰宅したが、15日になっても痛みがとれなかったため、受診したところ、右第1指基節骨基部骨折との診断を受けた。</p>
<p>その他の事項</p>	<p>機関長は、船尾係船索がビットから外れかけた際、風が強かったので、同索が滑り出てしまえば、本船の船尾が棧橋から離れ、同索が海中に落ちてプロペラに巻き込むおそれがあると思い、とっさに同索をつかんだ。</p> <p>船尾係船索は、ふだん直径24mmのロープが使用されていたが、本事故当時は風が強かったので、直径26mmのロープが使用されていた。</p> <p>本船の操舵室には、画面サイズ5.5インチの船首監視用モニタ及び船尾監視用モニタが、各1台設置されており、船長は、両モニタと船橋の左舷横に取り付けられたミラーにより、係船作業を確認してい</p>

た。(写真2、写真3参照)

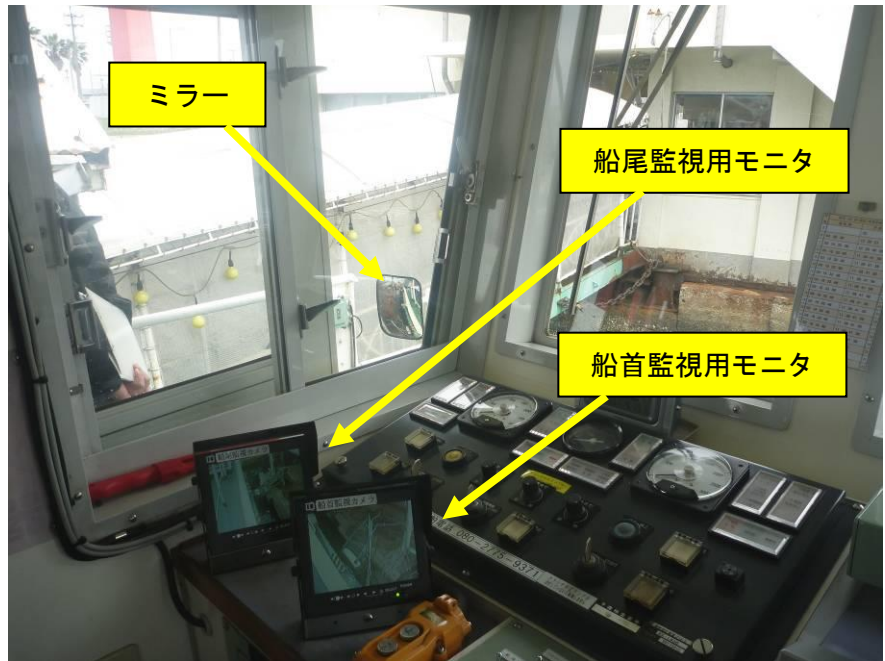


写真2 操舵室左舷前部の機器等配置状況



写真3 船尾監視用モニターの映像

分析

乗組員等の関与
船体・機関等の関与
気象・海象等の関与
判明した事項の解析

あり
なし
あり

本船は、関門港若松第3区において、着棧作業中、機関長が、張力がかかってビットから外れかけた船尾係船索をつかんで巻き直そうとしたことから、右手の親指が同索とビットの間に挟まれて負傷したものと考えられる。

	<p>機関長は、船尾係船索がビットから外れかけた際、同索が滑り出て海中に落ちれば、プロペラに絡むおそれがあると思い、とっさに同索をつかんだものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、関門港若松第3区において、着棧作業中、機関長が、張力がかかってビットから外れかけた船尾係船索をつかんで巻き直そうとしたため、右手の親指が同索とビットの間に挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>船舶所有者は、本事故の発生を受け、運航を委託する事業者と共に再発防止策を検討し、各員に笛を携行させ、係船索がビットから外れるなどの事態を生じた際は、同笛を連吹して船長に合図を行い、それを受けた船長は、安全が確認できるまで機関操作を中断することとした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・係船索をビットなどに止める場合、十分にロープを引き締めること。